

2025.9

組合だより

土岐市妻木南部土地区画整理組合



No.34

令和7年7月撮影

初秋の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
 日頃は土地区画整理事業にご理解、ご協力を頂き誠にありがとうございます。
 さて、令和元年度から本格的に販売を開始しました保留地は残すところ1筆となりました。
 役員の皆様のご協力や土岐市様、協会のご支援もあり、ようやくここまで来る事が出来ました。
 今年度は一部擁壁工事、公園の整地を進めます。
 また、道路の修繕や換地処分など、組合解散に向けて色々な手続きを進めていきます。
 今後も事業完成に向け役員一同努力する所存ですので、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

1 第38回総代会のご報告

- ◆開催日時 令和7年8月19日(火)
午後7時00分～
- ◆開催場所 妻木公民館 1階大会議室
- ◆総代出席者 本人出席 6名
書面議決による者 7名
- ◆議案第1号
令和6年度事業費収入支出決算及び事業報告
並びに財産目録について
- ◆提出議案は原案のとおり議決されました。

令和6年度事業費収入支出決算書 (単位:円)

収 入		支 出	
款	金 額	款	金 額
借 入 金	0	工 事 費	25,964,020
補 助 金	0	補 償 費	0
保留地処分金	205,469,100	調 査 設 計 費	44,731,718
雑 収 入	1,362,300	負 担 金	0
繰 越 金	140,529,625	会 議 費	49,992
		事 務 所 費	4,280,971
		償 還 金	0
		管 理 費	104,280
		雑 支 出	234,800
		予 備 費	0
合 計	347,361,025	合 計	75,365,781



石川理事長挨拶



議決の様子

事業の進捗状況

- ・収入⇒2,799,047千円/2,853,904千円(98.1%)
- ・支出⇒2,527,050千円/2,853,904千円(88.5%)
- ・保留地処分状況
839,651千円/884,904千円(94.9%)
- ・工事進捗状況
2,458,374千円/2,435,904千円(87.3%)

主な収入

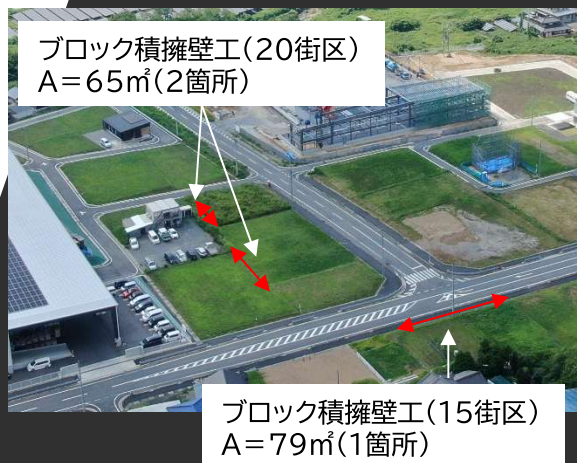
- ・保留地売却(6筆)
- ・証明書発行手数料
- ・保留地上水道引込工事代

主な支出

- ・R5 繰越 整地工事、R6雑工事
- ・R5 繰越 出来形確認測量業務
- ・R5 繰越 設計管理監督業務
- ・R6 事業計画変更及び仮換地変更業務
- ・R6 土地区画整理組合事務代行業務
- ・事務費(事務所リース代、光熱費)等

2 令和7年度工事

15街区及び20街区の擁壁等工事を行います。
受注業者:株式会社岡島建設
工 期: 令和7年8月8日～令和8年3月6日



3 令和7年度業務

令和7年度 出来形確認測量業務

街区出来形確認測量、画地出来形確認測量、画地分割測量などを行います。

令和7年度 換地計画作成等業務

権利調査補正、換地設計図書の整理、清算金算定、町界町名変更申請書

換地計画認可申請書、関係機関協議、換地計画個人説明会、仮換地分割の業務などを行います。

4 届出書のお願い

●権利変動届出書●

土地の売買や相続等で権利関係に変動が生じた場合は、新旧両所有者連名の上、新権利者名義になった土地登記簿謄本の写しを添付し組合事務所に届出書をご提出ください。

また、組合からの重要な書類の発送や各種通知など組合員にもれなく行う必要がありますので、土地所有者の住所・氏名に変更があった場合も組合事務所に届出書をご提出ください。

●各種証明書の発行●

仮換地証明・底地証明等の各種証明書は、有料にて組合事務所で発行しております。

仮換地指定がされると、法務局備え付け図面と現況が一致なくなるため、従前と仮換地の関係を証明するものです。賃貸、融資、相続、農地転用、建物表題登記、76条申請、建築確認等の際に必要となります。

●建築行為等の申請●

(土地区画整理法第76条第1項)

当施行地区内において、次の行為を行う場合は、土岐市長の許可が必要になりますので、組合事務局までご連絡、ご相談ください。

◆事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更

◆建築物その他の工作物新築、改築若しくは増築 ◆移動の容易でない物件(5トン超)の設置もしくは堆積

●文化財保護法に基づく届け出●

土岐市妻木南部地区は妻木平遺跡包蔵地にあたります。

地区内で建築等を行う場合は届け出が必要となりますので、着工の60日前までに土岐市役所 産業文化部 文化振興課へお尋ねください。土岐市役所 産業文化部 文化振興課 電話(0572-54-1238)

以上の申請様式は「岐阜県都市整備協会」のホームページ <http://gifutoshi.or.jp> からダウンロードできます。
ホームページで組合だよりや保留地情報もご覧いただけます。

●土地の売買や相続等された方へのお願い●

土地売買や相続された方は、権利変動届及び届出書を組合事務所へご提出をお願い致します。
届出様式はホームページからダウンロードしていただくか、もしくは組合事務所までお問い合わせください。

●農地を宅地にして売却するときの注意事項●

農地を宅地等に転用する場合は、農地法による許可が必要です。申請書類等については土岐市役所 産業文化部 産業振興課 農業委員会事務局 電話(0572-54-1214)へお問い合わせください。

●土地の管理(草刈り)のお願い●

皆様の土地は、仮換地の使用収益も開始されましたので、各自で除草などの管理をして頂きますよう、よろしくお願いいたします。

土岐市妻木南部土地区画整理組合

〒500-8384 岐阜市菟田南5丁目14番12号
(公社)岐阜県都市整備協会内
TEL: 058-274-0080 fax: 058-274-2772
〒509-5301 土岐市妻木町576-2
(土地区画整理地内 26街区1-1画地)
TEL: 0572-57-5225